

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 出産育児一時金の額を改定するため。
- 2 保険料賦課割合等を変更するため。
- 3 基礎賦課額の算定の特例を定めるため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.2」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31.1」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.7」に改める。

第17条中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第17条の5第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.4」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.6」に改める。

第17条の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第17条の14第1項第1号中「100分の45」を「100分の44.9」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の55.1」に改める。

第24条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に、「同号に該当する」を「前号に該当する」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則第13条各号列記以外の部分中「第24条」の次に「（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）」を加え、附則に次の1条を加える。

（令和5年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）

第14条 令和5年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を減額して得た額とする。

- (1) 第24条第1項第1号に該当する納付義務者 2,000円
- (2) 第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 2,300円

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号の改正規定（「同号に該当する」を「前号に該当する」に改める部分に限る。）、第24条の3第2項の改正規定及び附則第13条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第13条の規定は、令和4年度分の保険料について適用する。
- 3 新条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるときは、<u>488,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の48.2</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の31.1</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるときは、<u>408,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の49.5</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の30.3</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>からハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の20.7</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>	<p>からハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の20.2</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の48.4</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の31</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の20.6</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の49.5</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の30.3</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の20.2</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の44.9</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の55.1</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合</p>	<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第24条の3 [略]</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（令和4年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</p> <p>第13条 令和4年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付</p>	<p>は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第24条の3 [略]</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（令和4年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</p> <p>第13条 令和4年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>（令和5年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</u></p> <p><u>第14条 令和5年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第24条第1項第1号に該当する納付義務者 2,000円</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 2,300円</u></p>	<p>(1)・(2) [略]</p>